

1130-1212年 イングランドにおける職人ギルドの誕生と ロンドンの賃金規制条例

大野 威ⁱ

12世紀から13世紀初頭にかけてのイングランドで職人の働き方に大きな影響をあたえるふたつの出来事があった。ひとつは職人ギルドの誕生であり、もうひとつは後の労働規制の先駆けとなる賃金を規制する条例の公布である。本稿は、このふたつの出来事を手がかりに、当時の職人の状況を明らかにしようとするものである。本稿の構成は以下のとおりである。本稿はまず、イングランドにおいて職人ギルドがいつ生まれ、どのような権利を認められたのかを明らかにする。具体的には、第一に、1130年に織布職人ギルドなどが存在した記録が存在すること、第二に、それらに職業を独占する権利、恣意的な徴税の回避、構成員に対する裁判権などが認められたと考えられることを説明する。第三に、特許を得ていない非公認ギルドの実態について述べる。イングランドの職人ギルドはロンドンなど都市の自治拡大、市政の民主化と深くかかわって発展した。そこで本稿は第四に、1191年に成立したロンドン・コミュニティと織布職人ギルドの対立について説明する。第五に、1212年にロンドンで建設職人の賃金を規制する条例が制定された経緯とその内容を説明する。本稿は最後に、前述の条例を手掛かりに、13世紀初頭の建設職人の賃金の在り方を考察する。

キーワード：中世イングランド、職人ギルド、労働者条例、1212年のロンドン建築条例、賃金規制、コミュニティ

目次

はじめに

- 1 12世紀 最初期の職人ギルド
- 2 12世紀の職人ギルドの権利
- 3 12世紀の非公認ギルド
- 4 ロンドン市と織布職人ギルドの対立
- 5 1212年ロンドンの賃金規制
- 6 13世紀初頭の建設職人の賃金

はじめに

12世紀から13世紀初頭にかけてイングランドの職人の働き方に大きな影響をあたえるふたつの出来事があった。ひとつは職人ギルド (craft gild) の誕生であり、もうひとつはイングランドではじめての賃金規制条例の公布である。本稿は、このふたつの出来事を手がかりに、当時の職人の状況を明らかにしようとするものである。

1 12世紀 最初期の職人ギルド

i 立命館大学産業社会学部教授

イングランドで職人ギルドはいつ生まれたのであ

ろうか。その手がかりとなるのが1130年の王室の会計記録 (Pipe Roll) と1155年の国王によるロンドンの織布職人ギルドへの特許 (Charter) である。以下、それをみていきたい。

職人ギルドが最初に記録に登場するのは、ヘンリー1世 (在位1100-1135年) の治世31年 (1130年) の王室の会計記録である¹⁾。これは記録に残るもっとも古い王室の会計記録で、ヘンリー1世の時代にこれ以外の会計記録は残っていない (Kaplan 1971: ix)。

そこには、王室会計を担当する財務府 (Exchequer) にロンドンの織布職人 (weavers) ギルドから16ポンド (=3,840ペンス)、オックスフォードの織布職人ギルドから金1マルク (=1,440ペンス)、オックスフォードの皮革職人 (corvisers) ギルドから5オンスの金 (=1,050ペンス)、ハンティンドン (Huntingdon) の織布職人ギルドから40シリング (=480ペンス)、リンカーンの織布職人ギルドから金1マルク (=1,440ペンス)、ウィンチェスター (Winchester) の織布職人ギルドと縮絨 (しゅくじゅう) 職人 (fullers) ギルドからそれぞれ金1マルク (=1,440ペンス) の一括金 (ferm) の支払いがあったことが記録されている (Kaplan 1971: 2, 5, 37, 48, 109; Ashley 1887: 15; Crossley 1969: 312)²⁾。アシュレイは職人ギルドについてこれより前の記録は残っていないとしているが、管見のかぎり現在なおこれが職人ギルドについて知られる最古の記録である (Ashley 1887: 13-4)³⁾。

ちなみに上に出てくる縮絨とは、羊毛から織られた布を手足あるいはこん棒 (club) などでもみ洗いで繊維を縮め、耐久性を高めるとともに着心地の良いものにする作業のことをいう。イングランドでは12世紀後半になると手足のかわりに水車を使って木槌を上下させて縮絨をおこなう水力縮絨 (water fulling) が導入され、13世紀から14世紀初頭にかけて広く普及した。これにともない、縮絨作業は水力が豊富でギルドの制約を受けにくい地方—とくに都市から離れた北部および西部—への移転が進み、織

布職人ギルド、縮絨職人ギルドが衰退する一因となったことが知られている (Carus-Wilson 1967: Chap. IV)⁴⁾。

ところで、この時ロンドンの織布職人ギルドが諸権利を得るために支払った額は16ポンド (=3,840ペンス) である。この16ポンドとはどのような水準なのであろうか。後述する1212年のロンドンの条例では大工の賃金は飲食なしの場合で日給4.5ペンスが上限とされている。これは大火災の後、大工の需要が高まっている時に決められたもので普段の賃金はこれよりも低かったと推測されるが、仮に4.5ペンスを1130年当時の大工の賃金の代用として計算すると16ポンドは大工の853日分の日給となり、金額として決して小さなものでなかったことがわかる⁵⁾。

ここまでみてきた1130年の会計記録は、職人ギルドが国王から特許 (諸権利の保証) を得る代わりに一定の金額を支払ったことを示すのみで、特許の内容は記録に残っていない。記録に残るもっとも古い職人ギルドへの特許は、ヘンリー2世 (在位1154-89年) が治世2年 (1155年)、ロンドンの織布職人ギルドに与えた以下のものとなる。

「私 [ヘンリー2世] は、ロンドンの織布職人に祖父ヘンリー1世の時代にかれらが持っていたすべての自由 (liberties) と慣習 (customs) を保持することを認める。そして、そのギルドに属している者でなければ、ロンドンおよびそれに属するサウスワーク (Southwark) その他の地域において、その職業にかかわる事柄に干渉することを禁じる。ただし、祖父ヘンリー1世の時代に認められていたものは別とする。(略) そのため、かれらは毎年、聖ミカエルの祝日 [9月29日]⁶⁾ に金2マルク [=2,880ペンス] を国王に支払うものとする。そして、かれらに害をなしたり侮蔑することを禁じ、違反には10ポンド [=2,400ペンス] の罰金を科す」 (Consit 1933: 180-1) ([] 内は大野による補足。以下同)

王室の会計記録はスティーブン（在位1135-1154年）の治世時代のもは残っておらず、現存する会計記録はヘンリー2世になって再開されている（Kaplan 1971: ix）。その治世2年（1155年）の会計記録には、ロンドンのパン職人ギルドから財務府に6ポンド（=1,440ペンス）の支払いがあったことが記されている。こうした記録から、イングランドでもっとも早く登場した職人ギルドの代表として織布職人とならんでパン職人（bakers）のギルドがあげられることが多い（Ashley 1887: 13-4）。ただ豊かだった織布職人と異なり、当時のパン職人にとって6ポンドの支払いは容易ではなかったようで、1158年には4ポンド10シリング（=1,080ペンス）の支払いしかできず、さらに1159年と1160年には支払いが全くできないため財務府に16ポンド10シリング（=3,960ペンス）の負債を抱えるにいたっている（Unwin 1908: 36）⁷⁾。パンの製造、販売については国王や人々からの監視、干渉が強く、パン職人ギルドは他の職人ギルドのように独立性を高め発展することができなかつたと考えられている（Unwin 1908: 35; Williams 1970: 172）。

2 12世紀の職人ギルドの権利

ところで、これら初期の職人ギルドは、多額のお金をだして国王からどのような権利を得たのである。第一に職業独占の権利、第二に恣意的な徴税の回避、第三に独自の裁判権をあげることができる。順番にみていくことにしたい。

職業独占というのは、ギルドの構成員以外が同じ職業に従事することの禁止、あるいは同じことであるが同じ職業をおこなう場合のギルドへの加盟義務を意味する。ヘンリー2世の治世11年（1164年）、ヨークの織布職人に与えられた特許では職業独占について以下のように具体的に述べられている。

「ヨークの男性〔織布職人〕以外の何者もヨークシャー全域で、染色したものであっても、縞模様のもの

であっても布を作ることはできない。ただし、バーバリ（Beverly）、カークビー（Kirkby）、サースク（Thirsk）、マルトン（Malton）、スカボロー（Scarborough）および王領のバラ（boroughs）⁸⁾の同職者は除く。この特許とひきかえに、かれら〔織布職人ギルド〕は財務府に毎年10マルク〔=1,600ペンス〕を支払うこととする」（Heaton 1920: 28）

同様の職業独占規定はオックスフォード、リンカーン、ノッティンガムの織布職人ギルドにもみることができ（Miller 1965: 69）⁹⁾。上記のロンドンの織布職人への特許では「祖父ヘンリー1世の時代にかれらが持っていたすべての自由（liberties）と慣習（customs）を保持することを認める」とだけ書かれているが、その慣習には当然この職業独占が含まれていたと考えられる。

初期の職業ギルドが得たもうひとつの権利は、恣意的な徴税や徴税者から逃れ、ギルド自身で毎年決まった額を構成員から集めて納める権利である。リップソンはそれを次のように述べている。「織布職人、縮絨職人、パン職人は、最初、職業の独占を確かにするため、そして国王への税金（tolls）を財務府に支払う定額に替えるため集まり（associations）をつくった。（略）ロンドンの織布職人が毎年12ポンド、ウィンチェスターとオックスフォードの織布職人が1マルクの金（6ポンド）を財務府に支払うのは、その額の大きさから言って、自治（autonomy）といったあいまいな権利、あるいは王権による保護と承認といったもっと曖昧な権利のためではなく、国王あるいは地方政府（municipality）によって繰り返される不規則な徴税を避けるためであったのは確かだと思われる」（Lipson 1937: 368）。

たとえば、ジョン王（在位1199-1216年）時代のロンドンの記録によれば、週1、2回パンを焼く場合、それが1つ0.5ペンス相当のパンであれば0.5ペンスかパン1つ、週に3回以上パンを焼く場合は1ペンスの支払いが必要とされている（Bateson 1902: 724）。仮に毎週3回パンを焼くとなると、一人のパン職人

が1年に支払う金額は52ペンスとなる。30人のパン職人がいれば、1年の支払いは1,560ペンスとなり、特許の一括金1,440ペンスを超えることになる¹⁰⁾。特許の一括金は、こうした支払いの代わりになるものだったと考えられている (Unwin 1908: 35-6)。

そして職業ギルドは、この一括金を構成員に割り振り、支払いができない構成員の資産を差し押さえたりして資金を確保している。エドワード2世(在位1307-27年)の治世14年(1321年)、ロンドンでおこなわれた巡回裁判では、織布職人ギルドが最初の特許を得た時から一括金(ferm)の分担金を払えない構成員の織機をギルドから選ばれた執行官(Bailiff)が差し押さえていたことが明らかにされている(Riley 1860a: lxvi)¹¹⁾。先行研究ではあまり触れられないが、特許による一括金の支払いは、国王の側にも歳入を安定させる、徴税者の腐敗を防ぐ、徴税費用を節約するといった利点があったと思われる¹²⁾。

初期の職人ギルドが得たもうひとつの権利が独自の裁判権である。ヘンリー2世の特許は、織布職人ギルドが独自の裁判をひらき、職業にかかわる争いについては他の裁判に服す義務がないことを認めるものだったと考えられている(Riley 1860a: lxiv; Unwin 1908: 44-5; Consit 1933: 1)。それがどのようなものだったかを示すのが、エドワード1世の治世28年(1300年)、織布職人と仕上げ職人(burreller)の争いを契機に公布されたロンドンの織布職人条例(Ordinationes Telariorum)である。この条例では、織布職人ギルドは毎週木曜日に裁判をひらくこと、ギルドの構成員はその職業にかかわる問題についてはシェリフ(Sheriff)の裁判に服することなく、織布職人ギルドの裁判を受けることができることなどが定められている(Riley 1860a: lxiv, 121-6; Riley 1860b: 544-552; Ashley 1923: 86)¹³⁾。

なお12世紀の職人ギルドへの特許には、徒弟や扱う商品の品質基準や検査といった後に重要となる点について具体的な記述はなされていない。

3 12世紀の未公認ギルド

ヘンリー2世の治世26年(1179-80年)の王室の会計記録には、ここまで登場した職人ギルドのほかにヨークの手袋・皮なめし職人ギルド(glovers and curriers)から1マルク(=160ペンス)の支払いと1マルクの未払金があったこと、同じくヨークの馬具職人(saddlers)から10シリング(=120ペンス)の支払いと10シリングの未払金があったこと、ヨークの靴下編み職人(hosiers)から1マルクの支払いがあったことが記されている(Brand et al. 1914: 114-5)。

この会計記録には、ほかに特許を得ていないロンドンの19の未公認ギルド(Adulterine Gilds)と罰金が記されている。前述のようにギルドへの特許には職業独占、裁判権などが含まれているが、特許を得ずにこうしたことをおこなった団体は未公認ギルドとされ罰金を科せられている(Lipson 1937: 374)。そのなかで職業と罰金がわかっているのは、金細工商(goldsmiths)の罰金45マルク(=7,200ペンス)、胡椒商(pepperers)の罰金16マルク(=2,560ペンス)、精肉職人(butchers)の罰金1マルク(=160ペンス)、衣服職人(clothworkers)の罰金1マルクの4つである(Brand et al. 1914: 115-6)。罰金額の大きさから明らかなように、前2者は裕福な貿易商人グループであり、後2者は資力のない職人グループである。ロンドンでは13世紀に入ると、後者の職人グループがしだいに経済的な力をたくわえ正式なギルドとして登場するとともに、前者を中心とした市の寡占支配体制との対立を深めていくことになる(Williams 1970)¹⁴⁾。

4 ロンドン市と織布職人ギルドの対立

1202年、ギルドの存続をめぐる市と織布職人ギルドが大きく対立する事態が発生する。これを以下、ロンドンの自治の歩みとともにみていくことにした

い。

織布職人ギルドに特許を与えたヘンリー1世は、その在位中にロンドンにも特許を与えている。特許は、ロンドンを独立した統治単位とみとめ、自分たちで行政責任者のシェリフと裁判官（justiciar）をえらぶ権利、自分たちが主催する裁判以外に服す必要のない権利、300ポンド（=72,000ペンス）の一括金（ferm/farm）を自ら徴収する権利などを認めるものであった（Stubbs 1874: 102-3; Stubbs 1891: 439-40）。しかし、その後も保護を受け続けた織布職人ギルドと異なり、ロンドンはその数年後にはシェリフや裁判官を選ぶ権利を失い、さらにヘンリー2世の時代に入ると一括金が522ポンド（=125,280ペンス）と大幅に引き上げられることになった（Unwin 1908: 43; Williams 1970: 2; Miller et al. 1995: 281-2）。

しかし1190年以降、このような状態が変化する。ウィリアムズ・グウエンはそれを次のように説明している。リチャード1世（在位1189-99年）の治世2年（1190年）、国王は宰相ロンシャン（Longchamp）に内政をまかせ、十字軍の遠征に出発した。縁故を重視するなど不評をかこっていたロンシャンは同年、ロンドンからの強い要求をうけシェリフを選ぶ権利を回復した。

翌1191年、宰相と対立する国王の弟ジョンが兵をひきつれてロンドンに入城。このときジョンは、自分に味方する見返りとしてロンドンを自治都市コミュニティ（commune）として尊重する誓い（oath）をおこなった。それをうけて同年に初代市長となったのが衣服商のヘンリー・フィッツ・アルウィン（Henry Fitz Ailwin）である。よく知られるように対立はジョンの勝利で終わっている（Williams 1970: 2-3; Reynolds 1972: 348; Round 1899: Chap. XI; Stubbs 1891: 673-4; Page 1923: 106-110; Miller et al. 1995: 283）¹⁵⁾。

このように誕生したロンドンの市政であるが、ジョン王の治世3年（1201-2年）、織布職人ギルドが市

から廃止を求められるという事態が発生している。ジョン王は同年の織布職人ギルドへの特許で次のように述べている。

「ロンドンの市長と市民の申し立てにより、これ以降、ロンドン市において織布職人ギルドは存在せず、永遠に復活しない。しかしながら、これまでは織布職人ギルドから毎年銀18マルクを受け取ってきたので、これから市民は王の子々孫々まで毎年聖ミカエルの祝日に銀12マルクを財務府に支払うものとする」（Consit : 4-5）

これは、ロンドンの市政が、市から独立した権限をもつ織布職人ギルドを目の敵にしていたことを示している。リップソンは、ロンドンの市政は織布職人ギルドを「つぶすためにあらゆる努力をおこなった」（Lipson 1937: 366）とまで述べている。

なお会計記録には、ジョン王の治世4年から最終年まで織布職人ギルドから財務府に毎年20マルク（=3,200ペンス）の支払いがあったことが記録されており、織布職人ギルドが毎年の支払いを増やすことでその廃止を回避したことが示されている（Consit 1933: 5）。この後も市と織布職人ギルドとの対立は続いていくことになる¹⁶⁾。

5 1212年ロンドンの賃金規制

ジョン王の治世14年（1212年）にロンドンで大火事があり多くの建物が焼失した。この直後、防火のための建築基準と建設職人の日給の上限を定めた条例が公布された。これはイングランドにおける最初の賃金規制である。この賃金規制は、当時の職人の一般的な賃金がどのようなものであったかを示すものとしても貴重である。そこで以下、条例の内容と当時の建設職人の賃金の在り方について説明していくことにしたい。

アングロ＝サクソン時代（5世紀～1065年）、町の

家は茅葺 (thatched roofs) の木造・土壁の建築が一般的でロンドンも例外ではなかった。ノルマン時代 (1066年～1154年) になっても、費用がかかる石造りの建築は少数で木造建築が主流であった。このためロndonはたびたび大火に襲われた (Turner 1851: x-xxxii)。1212年7月11日におこった大火事はとくに大きく、ロンドン橋の一部を含む広い地域が焼失し、数千人が死亡した。これをうけ同年7月24日、ロンドンの初代市長ヘンリー・フィッツ・アルウィンは一連の建築基準とともに建設職人の日給の上限を定めた条例を公布した (Riley 1860a: xxxi)。その内容は次のようなものであった。

条例では、「市の安全を確保するため、石造りの家を建てる者を除き、市会 (Common Council) の許可がない建物を禁止する」(Turner 1851: 23) したうえで「市内およびポートソケン (Portsoken) では、家を建てる場合、屋根はタイル (tile)、木の板 (shingle or boards)、鉛板 (lead) でなければならず、どのような場合であっても葦 (reed)、イグサ (rush) の屋根を禁止する。現在、葦、イグサで屋根を覆っている場合は8日以内にしっくいを塗らなければならない。8日以内にしっくいを塗らなかつた場合、参事 (alderman) と行政官が取り壊す」(Ibid.) としている。

また条例は「屋根がすべて木造である場合を別として、屋根が葦、わら (straw or stubble) の場合、夜間にパン職人がパンを焼くこと、酒店の女主人 (ale-wife) が醸造することを禁止する」(Ibid.) として、パン職人と酒店主について夜間の作業を禁止している¹⁷⁾。これを労働時間の規制とみなすなら、イングランドで記録に残るもっとも古い労働時間の規制ということになる。

条例ではほかにもテムズ川の料理店 (cook-shops) について、建物の内外をしっくいとし、内壁と客の宿泊室をすべて撤去することなどが定められている (Turners 1851: 23-24; Riley 1860a: xxxi-xxxiii)。この条例はこのように建材の細かい規定などをおこなっており、イングランド最古の「建築基準法」

(Building Act) といわれている (Riley 1862: xxx)¹⁸⁾。

ところでこの条例では、建設職人の日給の上限が次のように定められている (Riley 1860a: xxxiii-xxxiv, 86)。

大工、石工 (mason)、タイル職人 (tiler)

食事つきの場合 日給3ペンス

食事なしの場合 日給4.5ペンス

上記が使用する労働者 (labourer)

食事つきの場合 日給1.5ペンス

食事なしの場合 日給3ペンス

石切り職人 (cutter of freestone)

食事つきの場合 日給2.5ペンス

食事なしの場合 日給4ペンス

左官 (whitewasher, dauber, torcher)¹⁹⁾

食事つきの場合 日給2ペンス

食事なしの場合 日給3.5ペンス

左官の助手

食事つきの場合 日給1.5ペンス

食事なしの場合 日給2.5ペンス

土木職人 (delver)、荷物運搬者 (barrowmen)

食事つきの場合 日給1.5ペンス

食事なしの場合 日給2.5ペンス

条例は、職人の日給をこのように規定したうえで、違反について厳しい規定を設けている。条例は、市内およびポートソケンで雇われた職人で条例に違反した者は土地と家と家財のすべてを没収し、市のものとする規定している。また、賃金の規定を守らないよそ者 (strange workmen) は逮捕し、市長の前で審理するまで拘束するとしている。なお、条例は賃金を支払う側については、強い言葉で条例を守らなければならないとするだけで罰則は定めていな

い (Riley 1860a: xxxiv, 87)。これは、賃金の上限をはじめて全国一律でさだめたエドワード3世（在位1327-77年）の治世23年（1349年）公布の労働者勅令（The Statute of Labourers）が、賃金規定を守らない職人と雇い主の双方に規定を超えた額の2倍の罰金を定めているのとは対照的である（The House of Commons of Great Britain 1810: 307）。

6 13世紀初頭の建設職人の賃金

先に述べたように、この条例は当時の職人の賃金がどのようなものであったかを示唆するものともなっている。具体的には条例から、第一に賃金では日給制がひろくおこなわれていたこと、第二にこの時代から食事つきと食事なしの場合にわけて日給を設定することがおこなわれていたことをうかがうことができる。順番にみていきたい。

第一に、条例は職人の賃金を日給で規制しているが、日給制が広くおこなわれていなければ日給を規制することにそもそも意味がなく、当時、建設職人の賃金には日給制が多かったと推測される。

比較的研究の多い石工については、13世紀の賃金について出来高制が一部でみられるものの、日給制が一般的だったとされている。ヒスロップは「13世紀、石工が一定の料金あるいは出来高制で仕事することに同意して仕事がおこなわれることもあったが、ほとんどの労働者〔石工〕は日給で支払われていたようだ」（Hislop 2000: 12）と述べている²⁰⁾。クノーブらも同じ指摘をおこなっている（Knoop et al. 1933: 112）。ちなみに、クノーブらは、出来高制がおこなわれながらも、それが実態として日給制と変わらないものであった例をいくつかあげている。たとえば、1316-1319年のカーナボン（Caernarvon）とビューマリス（Beaumaris）において、それまで日給で働いていた複数の石積み職人（layers）が、その後、石切り職人（scapplers）として出来高制で働いた記録が残っている。この当時は一人の石工が、日によってさまざまな工程を担当したことが多くの記

録に残っている。クノーブらが示すデータでは、仕事が終わった前後で職人の手取りはほとんど変わっていないことが示されている。これは、出来高制における1日の仕事量が、職人あるいは監督者によって日給時とおなじになるように設定・調整されており、出来高制が実態として日給制と変わらないものになっていたことを示している（Knoop et al. 1933: 113）。以上の指摘は石工にかぎったものであるが、ロンドンの条例は13世紀初頭にその他の建設職人についても同じように日給制が広がっていたことを示唆するものとなっている。

第二に、のちのイングランドでは、食事がついている場合の日給と食事の提供がない場合の日給をそれぞれ規定することが一般的であるが、条例はすでに13世紀初頭にこのような慣行が一般的になっていたことを示唆しており貴重である。ロンドン市はロークスル（Rokesle）市長時代（1274-81年および1284-5年）にふたたび職人の日給を規制する条例を公布するが、そこでも職人の日給は食事つきの場合と食事がない場合にわけて規制されている（Riley 1860b: 541-543）²¹⁾。

なお、のちのイングランドでは日照時間の関係で労働時間が異なることを考慮して、季節ごとに異なった日給を定めるのが一般的であるが、この条例では単一日給となっているのが注意をひく。これは、そのような慣行がこの時代にまだ存在していなかったためなのか、あるいは条例公布時に賃金規制が復興にかかわる一時的なものと考えられていたためなのかは不明である。ロークスル市長時代に公布された条例ではたとえば大工の日給は次のように決められている。聖ミカエルの祝日（9月29日）から聖マルティヌスの祝日（11月11日）までは食事なしの場合で日給4ペンス、食事ありの場合で日給1.5ペンス²²⁾。どちらにするかは雇い主が自由に決めることができる。聖マルティヌスの祝日（11月11日）からキャンドルマス（2月2日）までは、食事なしの場合で日給3ペンス、食事ありの場合で日給1ペンス。キャンドルマス（2月2日）からイースター（3月21日から

4月25日の間の最初の満月の次の日曜日)は食事なしの場合で日給4ペンス, 食事ありの場合で日給15ペンス。イースターから聖ミカエルの祝日(9月29日)までは食事なしの場合で日給5ペンス, 食事ありの場合で日給2ペンス (Riley 1860b: 542)。

最後にロンドンにおける建設職人のギルドについて説明しておきたい。記録に石工のギルドがはじめて登場するのは1376年のことである。同年, 4人の石工が職業を代表してロンドンの参事選ばれた記録が残っている (Knoop 1933: 152)。石造りの建物は地方には少なく, ロンドン以外の石工は定住することなく各地を移動して働いていた。このため15世紀後半まで石工のギルドはロンドン以外には作られていない (Salzman 1997: 33)。またロンドンの大工ギルドについては, エドワード4世(在位1461-83年)の治世17年(1477年)に法人化(incorporate)されたことがわかっているが, ギルドとしていつから存在していたのかは不明とされている (Jupp 1887: 4; 103)。

13世紀以降, 職人の働き方がどのようにかわっていくのかについては別の機会に論じることにしたい。

注

- 1) イングランド国王の治世年は, 即位した日から翌年の同日前までを一年とみなす仕組みとなっている。本稿では, 1次資料や2次資料により西暦年が確定できる場合は単一の西暦年, 確定できない場合は2つの西暦年を記す。
- 2) 当時のイングランドの通貨は1ポンド=240ペンス, 1シリング=12ペンス。
- 3) 職人ギルドに先立って成長した商人ギルドに関しては, 1087-1107年にバーフォード(Burford)に与えられた特許の中で言及されているのが最古の記録とされている (Lipson 1937: 266; Gross 1890: 5)。なお, 商人ギルドより前に, 犯罪者の捜索をおこなうほか貧者への生活扶助, 共同葬儀などをおこなう治安ギルド(Firth guilds), 特定聖人の信仰, 葬祭といった宗教活動のほか構成員の生活扶助などをおこなう宗教ギルド, 騎士ギルドなどが存在していた(プレントナー 1985: 序章; Unwin 1908: Chap. 2)。ギルドの起源をめぐってはプレントナーをはじめ多数の先行研究が存在するが, 本稿では扱わない。
- 4) エドワード1世(在位1272-1307年)の治世26年(1297-8年), 国王に対し, これまでロンドン市内の家の中で縮絨職人あるいはその使用人(servants)が足で縮絨していたものが, 市外の水車小屋に持ち込まれているという訴えがなされた。その後, 調査がおこなわれ, 同年, 縮絨職人, 染色職人, 織布職人は縮絨のため布を市外に持ち出してはならず, 縮絨職人から6人を選出して市の門で監視をおこなうとする勅令(Ordinances of the Fullers)が制定された(Sharpe 1901: 51-3)。水力縮絨は, このような縮絨職人ギルドからの強い反対を受けながらも普及が進んでいった。
- 5) 12世紀以前の職人の賃金資料はあまりない。ただファーナーによれば12世紀の物価は天候に左右される穀物を別にすれば比較的安定していたとされており, 資料では確かめられないが同時期の職人の賃金も比較的安定していたと推測される(Farmer 1988: 716-7, 768-9)。13世紀以降, 賃金資料が徐々に増えていくが, 13世紀初頭の大工の賃金データとしては本文で述べたもののほかに, 1221年, ドーバー(Dover)の大工に日給3ペンス, 石工に日給3-4ペンスが支払われていた記録が残っている(Salzman 1997: 69)。またファーナーは, 1208年から1220年について, 資料の残る大工の日給は飲食なしの場合で平均2.44ペンス, 屋根ふき職人(thatcher)とその使用人(helper)の日給は同じく平均2.5ペンスだったとしている。これは各地のデータを総合したものでロンドンの賃金はこれより高かったと推測される(Farmer 1988: 741)。ちなみにイングランド各地の過去の物価, 賃金についてはロジャーズの研究が有名であるが, その対象は1259年以降に限られる。ロジャーズによれば, 1263年から1274年までの大工の日給は3-4ペンスとされている(Rogers 1963: 315)。
- 6) 聖ミカエルの祝日は西方では9月29日, 東方では11月8日とされている(リヴィングストン 2017: 807)。

- 7) ロンドンのパン職人ギルドはのちに負債を返済し、1165年から1178年まで毎年6ポンドの支払いをした後、消滅している (Unwin 1908: 36)。織布職人ギルドも後には特許の一括金の支払いが困難になっている。ヨークの織布職人ギルドは1202年に10ポンド (=2,400ペンス) の支払いができず、1214年に60ポンド (=14,400ペンス) まで負債が膨らんでいる。1198年にはウィンチェスターの織布職人ギルド、1202年には同地の織布職人ギルドと縮絨職人ギルドの両方で決められた額の支払いができなかった (Miller 1965: 69)。
- 8) バラは行政単位のひとつ。ノルマン・コンクエストによって即位したウィリアム1世(在位1066-87年)は1086年に全国(イングランドの大半およびウェールズの一部)で土地調査をおこなったが、その記録はドゥームズデイ・ブック (Domesday Book) と呼ばれている。ドゥームズデイ・ブックにはおよそ100か所のバラが記録されている (Miller et al. 1995: 18)。
- 9) ノッティンガムの織布職人ギルドは、ヘンリー2世の治世5年(1158-9年)に40シリング (=480ペンス) を財務府に支払っている (Madox 1769: 339-40)。
- 10) パン職人に対してはこの後もさまざまな徴税がおこなわれている。1419年にロンドン市に残る資料を編集して完成した『リベル・アルバス』(Liber Albus) によれば、パン職人はオープンの前でパンを売ってはならず、王の市場でパンを売らなければならない。違反者には40シリング (=480ペンス) の罰金を科すとされる。そして、市場に持ちこむ1かごのパンには、平日1日0.5ペンス、日曜日には1.5ペンスの支払いが必要だとされている (Riley 1862: 204, 231)。仮に毎週、平日に2回市場を利用するとした場合、一人のパン職人が1年に支払う金額は52ペンスとなる。
- 11) 巡回裁判とは国王の裁判官が地方に赴いておこなう裁判のこと。全国一律の法体系の確立に大きな役割を果たしたとされる (ペイカー 1975: 39-41)。
- 12) 1191年、国王はロンドン市で272ポンドを徴取するのに徴税者への支払いなどに45ポンドをかけている (Tait 1927: 356)。
- 13) 同条例では、必要のある場合には市長が裁判を主宰するが、市長が不在の場合は織布職人ギルドから選ばれ市長に承認された4人が裁判をおこなうとされている。そして、ギルド構成員の裁判は、この4人のうち一人が職業にかかわりがあると判断した場合、ギルドで裁判がおこなわれるとされている (Riley 1860b: 546)。この条例は、市長が裁判を主催できることを新たに規定している点を除けば、従来の慣行を再認したものだと考えられる。なお、本文後述のように、ロンドン市と織布職人ギルドは長く対立関係にあったが、リップソンはこの条例で市長が裁判を主催できるようになったことで、織布職人ギルドの市への従属が決定的になったと指摘している (Lipson 1937: 366)。この背景として1300年ごろには織布職人の地位が低下し、ほとんどが仕上げ職人などに雇われる立場になっていたことがある (Unwin 1908: 46)。1321年のロンドン巡回裁判において織布職人ギルドは、昔はおよそ380の織機があったが今はわずか80まで減っていると述べている (Riley 1860a: lxvii)。
- 14) ウィリアムズによれば、たとえば1200年から1229年までの記録の残るロンドンの参事33人のうち5人が衣服商 (drapers), 2人が織物商 (merciers), 4人がワイン商 (vintners), 3人が金細工商, 1人が胡椒商といった裕福な貿易商人であった (Williams 1970: 319)。
- 15) フィッツ・アルウィンは1212年9月19日に亡くなるまで市長を続けている (Barron 2004: 311-2)。
- 16) 注の13参照。
- 17) この時代、ロンドンでは酒の販売は一般に女性によって管理されていた (Turner 1851: 23n)。
- 18) 1189年にも防火を目的として、家と家の境界に石壁を設置するときの基準 (厚さ3フィート、高さ16フィート) とそれを設置したときの特権 (水を引く権利など) などを規定した法律が公布されている (Turner 1851: 17-19)。
- 19) dauber と torcher については『リベル・アルバス』に説明がある (Riley 1862: xxxvi)。
- 20) ヒスロップは前者として次のような例をあげている。リチャード・ノリス (Richard Norris) という名前の石工は1221年にドーバー (Dover) で2つの新しい門の基礎を作ったことに対し一定の

賃金を支払われ、1259年にもウエストミンスター宮殿で4.5パーチ(約10メートル)の壁を作ったことに対し3シリング6ペンス(=42ペンス)の支払いを受けている(Hislop 2000: 12)。

- 21) この条例はロークスル市長時代に24人の参事によって制定されたことが記録に記されているが、正確な公布年は不明である。サルツマンは1280年ごろと推定している(Salzman 1997: 69)。ちなみにロークスルは金細工商であるが、他の裕福な商人同様、実際には羊毛、穀物、魚、衣服、ワインなどの貿易を手広く手がけていた(Williams 1970: 247)。
- 22) 聖マルティヌスの祝日は西方では11月11日、東方では11月12日(リヴィングストン2017: 803)。

引用文献(英語)

- Ashley, William, 1887, 'The Early History of the England Woollen Industry,' *Publications of the American Economic Association*, Vol. 2, No. 4: pp. 13-85
- Ashley, William, 1923, *An Introduction to English Economic History and Theory*, Part 1, Longmans, Green and Co.
- Barron, Caroline, 2004, *London in the Later Middle Age: Government and People 1200-1500*, Oxford University Press
- Bateson, Mary, 1902, 'A London Municipal Collection of the Reign of John,' *The English Historical Review*, Vol. XVII, Issue LXVIII: pp. 480-511
- Bland, Edward, Anthony Brown, and Henry Tawney (eds.), 1914, *English Economic History: Select Documents*, G. Bell and Sons
- Carus-Wilson, Eleanora, 1967, *Medieval Merchant Venture*, 2nd edition, Methuen & Co Ltd
- Consit, Frances, 1933, *The London Weavers' Company*, vol. 1, Oxford University Press
- Crossley, Alan (ed.), 1969, *A History of the County of Oxford: The City of Oxford*, Vol. 4, Victoria County History
- Farmer, David, 1988, 'Prices and Wages,' Hallam (ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, vol. II, Cambridge University Press
- Gross, Charles, 1890, *The Gild Merchant: A Contribution to British Municipal History*, Vol. 1, Oxford University Press
- Heaton, Herbert, 1920, *The Yorkshire Woollen and Worsted Industries: From the Earliest Times up to the Industrial Revolution*, Clarendon Press
- Hislop, Malcolm, 2000, *Medieval Masons*, Shire Publications
- Jupp, Edward, 1887, *An Historical Account of the Worshipful Company of Carpenters of the City of London*, Pickering & Chatto
- Kaplan, Jonathan, 1971, *The Pipe Roll of 1130, an English Translation and Statistical Analysis*, Doctoral Dissertation, University of California Santa Barbara
- Knoop, Douglas and G. P. Jones, 1933, *The Mediaeval Mason: An Economic History of English Stone Building in the Later Middle Ages and Early Modern Times*, Manchester University Press
- Lipson, Ephraim, 1921, *The History of the Woollen and Worsted Industries*, Adam and Charles Black
- Lipson, Ephraim, 1937, *The Economic History of England*, Vol. 1, 7th edition, Adam and Charles Black
- Madox, Thomas, 1769, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England*, Second edition, Vol. 1,
- Miller, Edward, 1965, 'The Fortunes of the English Textile Industry during the Thirteenth Century,' *The Economic History Review*, Vol. 18, No. 1: pp. 64-82
- Miller, Edward and John Hatcher, 1995, *Medieval England: Towns, Commerce and Crafts 1086-1348*, Longman
- Page, William, 1923, *London: Its Origin and Early Development*, Constable & Company
- Reynolds, Susan, 1972, 'The Rulers of London in the Twelfth Century,' *History*, Vol. 57, No. 191: pp. 337-357
- Riley, Henry (ed.), 1860a, *Liber Custumarum*, Vol. 1, Longman

- Riley, Henry (ed.), 1860b, *Liber Custumarum*, Vol. 2, Longman
- Riley, Henry (ed.), 1862, *Liber Albus: The White Book of the City of London*, Richard Griffin and Company
- Rogers, Theodore, 1963, *A History of Agriculture and Prices in England: From the Year after the Oxford Parliament (1259) to the Commencement of the Continental War (1793)*, reprint, Vol. 1, Oxford University Press
- Round, Horace, 1899, *The Commune of London and Other Studies*, Archibald Constable
- Salzman, Louis, 1997, *Building in England down to 1540: A Documentary History*, Special edition for Sandpiper Books Ltd., Oxford University Press
- Sharpe, Reginald (ed.), 1901, *Calendar of Letter Books of the City of London: Letter Book C*, Francis
- Stubbs, William (ed.), 1874, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First*, Clarendon Press
- Stubbs, William, 1891, *The Constitutional History of England in Its Origin and Development*, 5th edition, Vol. 1, Oxford University Press
- Tait, James, 1927, 'The Firma Burgi and the Commune in England, 1066-1191,' *The English Historical Review*, Vol. 42, No. 167: pp. 321-360
- The House of Commons of Great Britain, 1810, *The Statute of the Realm*, Vol. 1, George Eyre & Andrew Strahan
- Turner, Hudson, 1851, *Some Account of Domestic Architecture in England, from the Conquest to the End of the Thirteenth Century*, Vol. 1, John Henry Parker
- Unwin, George, 1908, *The Gilds and Companies of London*, Methuen & Co.
- Williams, Gwyn, 1970, *Medieval London: From Commune to Capital*, paperback edition, Athlone Press.

引用文献 (日本語)

- ルヨ・ブレンターノ (高崎晴哉他訳), 1985, 『現代労働組合論』, 上巻, 日本労働協会
- J. ベイカー (小山貞夫訳), 1975, 『イングランド法制史概説』, 創文社
- E.A. リヴィングストン編 (木寺廉太訳), 2017, 『オックスフォード キリスト教辞典』, 教文館

1130-1212 Birth of Craft Gilds in England and London's Wage Regulation Ordinance

OHNO Takeshiⁱ

Abstract : Two events occurred in England between the 12th and early 13th centuries that had a major impact on the way craftsmen worked. One was the birth of craft gilds, and the other was the promulgation of an ordinance regulating wages, which served as a precursor to later labor regulations. This article attempts to clarify the situation of craftsmen at the time, using these two events as indications. The structure of this paper is as follows. The article begins by clarifying when craft gilds were created in England and what rights they were granted. Firstly, there is a record of the existence of a weavers' gild in 1130, and secondly, gilds had the right to monopolize occupations, avoid arbitrary taxations, and have jurisdiction over their members. Thirdly, I will discuss the actual situation of unofficial gilds that had not obtained charters. The craft gilds in England developed in close connection with the expansion of autonomy in cities such as London and the democratization of city government. Fourthly, this article will explain the conflict between the Weavers' Gild and the London Commune, which was established in 1191. Fifthly, I will explain how an ordinance regulating the wages of building craftsmen was enacted in London in 1212 and its contents. Finally, this article examines the state of wages for building craftsmen in the early 13th century, using the aforementioned ordinance as evidence.

Keywords : medieval England, craft gilds, Statute of Labourers, London Building Assize of A.D. 1212, wage regulation, commune

i Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University